

## 犯罪対策の基礎

第10回

# 暴力団排除条例と暴力団犯罪の変化

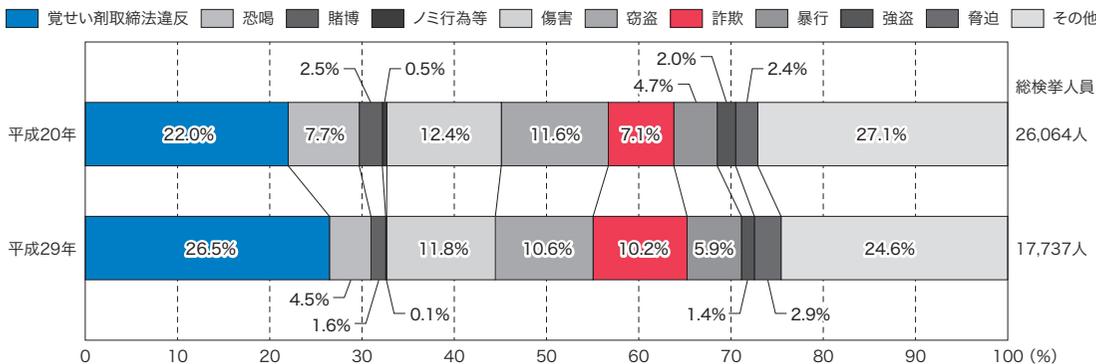
公益財団法人全国防犯協会連合会 専務理事 田中 法昌

係長：今日のテーマは暴力団排除条例(暴排条例)ということですが、専務の作った福岡の条例について話してくれるんですね。  
 専務：条例はあくまで議会が作るもの、しかも条例の原案作りは前任の本部長が、良い効果が出てきたのは後任の本部長達の時だけど、制定時の責任者というところで話をしよう。まず、この条例の第一の特徴は、暴力団を単に治安問題としてではなく、経済を含めた社会活動全般への脅威としてとらえ、県民対暴力団という構図を明らかにしたことだ。  
 係長：第1条で「暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする」と書いてあるのには、初めて読んだときビックリしました。「社会経済活動」という言葉を使っているのはそういう意味があるのですね。第3条で県民と事業者に対し、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識し、その利用などをしないことを求めているのも、

当然の帰結なんですね。  
 専務：そうなんだ。これを明記したことにこそ、この条例の存在意義がある。このところがどうもよく理解されていないように残念だ。次に注目して欲しいのは、事業者が暴力団の威力を利用することを禁止するとともに、暴力団の活動を助けるような利益供与も禁止していることだ。  
 係長：でも、そのことはすでに、政府指針(前号参照)において取引を含めた一切の関係遮断が決まっているわけだから、新しい話ではないですよ。  
 専務：政府指針は、なにしろ国の出したものであるし、表現も総括的で、県の事業者まではその意図が届きにくかったのだよ。そこで、この条例では、事業者が知らないで契約し結果的に暴力団に利益を与えるような事態になることを防止するため、契約時に暴力団かどうかの確認をすること、相手が暴力団と分かった時には契約解除ができるという規定(いわゆる暴排条項)を契約書に入れることを勧めている。

係長：なるほど、そこまで丁寧かつ具体的に規定してもらえば、事業者の人たちも条例違反をしないで済みますね。  
 専務：ここはよく理解してほしいんだが、利益供与などの行為を禁止したのは、違反者を出してそれを摘発したいからではない。どんな行為が悪いのか明示することで、そのようなことをやらぬ人が増えること、さらに、利益供与すると違法となり警察から警告されたり事業者名を公表されてしまうことを口実に、事業者が暴力団の不当な要求を断りやすくすることを狙っているのだよ。  
 係長：なるほど、健全な事業者の活動を支援するのが狙いなんですね。次は教育です。福岡県では、全中高で暴排教育をしているとか。  
 専務：暴排法では教育については触れていないので、これは条例独自の規定になる。暴力団に入らないように青少年にしっかりと教育することの必要性は県警では十分認識していたのだが、教育委員会との連携が困難で実行できなかった。条例ができた

図1 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の状況（平成20年及び29年）



ことで暴排教育は大きく前進した。これ以外にも、暴力団事務所へ青少年を立ち入らせることを禁止するとともに、そこで青少年に有害な行為をした場合はその事務所を使用禁止にできるようにしてある。さらに、学校などの施設の周囲200メートル以内では、暴力団事務所の設置は禁止になっている。

**係長**：いつの間にか事務所の制限の話になりましたね。不動産の売買や貸与も禁止ですよ。専務：要するに暴力団事務所を作らせないためには、不動産を売ったり貸したりしなければいわけだよ。以上のように、資金、人材、事務所という組織維持のため不可欠なものを規制するのが条例の本身で、暴対法と併せて暴力団組織の弱体化を進めていくことを狙ったんだ。

**係長**：ほかの都道府県の条例も似たようなものなんじゃないか。専務：条例なんだから、その都道府県の暴力団情勢に応じて内容の違いはある。例えば、ホテルやゴルフ場の事業者を特記したり、「暴力団排除特別地域」を規定したり、変わったところ

では祭礼からの排除を書いているところもある。皆さんの暮らしている都道府県の条例はどうなのか、確認してほしいね。

**係長**：今まで、暴力団を弱体化するためのいろいろな方法を教わってきましたが、一住民として暴排を進めるためには、具体的にどんなことをすればいいのか、まとめていただけませんか。

**専務**：まず大事なものは、何か契約をする場合は、相手が暴力団関係者ではないかできるだけ確認すること、契約書の中に暴力団排除条項を入れておくことだ。ゴルフ場では、利用者に対して、プレイカード記入時に暴力団ではないことを確認する項目を入れていくところもあるね。また、金融機関では、暴排条項のなかった時代の契約であったも、暴力団と分かれば口座解約するところが多い。

**係長**：それは事業者の場合ですね。個人としてはどうでしょう。専務：普通の人は暴力団とかかわることは少ないだろうが、仮に何らかの被害に遭った時には、警察に通報して事件化してもら

うとともに、民事介入暴力問題を専門とする弁護士(民暴弁護士)に依頼して組長に対して損害賠償を請求することだ。

**係長**：警察への通報でも敷居が高いのに、弁護士まではねえ。専務：個人で暴力団に対抗するのは難しいからこそ、警察や民暴弁護士という権威にすがるのだよ。暴力団は「弱きに強く、強きに弱い」連中だから、損害賠償請求を起こされると和解金を払ってくるものだ。

**係長**：へえ、そうなんですか。あと、近所に暴力団事務所があったらどうしたらよいのでしょうか。

**専務**：暴力団の事務所というのは究極の迷惑施設だ。皆さんが平穩に生活する権利を侵されているのだから、事務所使用差し止め訴訟を起こせば、撤去させることができる。とはいえ、暴力団を訴えるのには抵抗がある人も多いだろう。そこで、各都道府県の暴追センターが訴訟を代理することもできることになった。すでに全国11か所でのような代理訴訟が行われ、すべて良い結果となっている。

**係長**：すごいですね！これだけ

優良防犯電話の一例



オンキヨー



パナソニック



シャープ

暴力団包囲網が広がってくると、暴力団の存在が難しくなってきましたね。  
 専務：暴力団員の数が激減しているのは前号で述べたとおりで、離脱者は相当増えていると思われる。一方で、幹部たちは豊富な資金を維持しているから、これまでとは違った方面にも活動範囲を広げている。詐欺で検挙される暴力団員が増えているのがその証拠だ(図一)。  
 係長：振り込め詐欺の裏には暴力団がいると聞いたことがあります。  
 専務：そのことは、平成30年上

半期の振り込め詐欺事件検挙者の22%が暴力団員だったことからも明らかだ。もともと、捕まっているのは受け子や出し子などの組織の末端がほとんどで、本当の黒幕にはなかなかたどりつけないのが現状だ。  
 係長：裏に暴力団がいるのだとすると、組織犯罪ということになるので、検挙だけでは減らすのは難しいですね。  
 専務：振り込め詐欺をしにくくする仕組みが必要だね。そこで全防連で推奨しているのが振り込め詐欺防止機能が付いた電話(優良防犯電話)だ。電話を取っ

て話すということは、家に泥棒を入れたのと同じで、その時点でもう危険性が高くなっているわけだ。振り込め詐欺犯を家に侵入させない方策が必要だ。この防犯電話は、警告を発することで犯人との会話を防止するんだ。  
 係長：それはすごいですね！  
 専務：あと、犯人たちは、電話の転送サービスを使って正体を隠そうとする。このサービスを悪用できないようにする必要がある。  
 係長：電話などの通信手段を所管する総務省が積極的に対策が

今回学んだこと

- ☆「暴力団排除条例」は、暴力団を、経済を含めた社会活動全般への脅威としてとらえて制定されたもの
- ☆契約をする場合、相手が暴力団関係者ではないか確認し、契約書中に暴力団排除条項を入れておくこと
- ☆暴力団被害を受けた場合には、警察や民暴弁護士を借りて対応する
- ☆暴力団が振り込め詐欺で不法な利益を上げることが防止するためには、全防連の推奨する「優良防犯電話」が有効

進まなかったようですが、なんとか早く進展するといいですね。  
 専務：これ以外にも、金地金密輸などでの検挙数も増加しているし、仮想通貨などのITがらみの金融産業も狙っているだろう。  
 係長：「浜の真砂は尽きるとも、暴力団犯罪の種は尽きまじ」ですかね。  
 専務：犯罪対策に絶対の即効薬はない。敵の出口を見たらうえて、的確に対応し続けるのが王道だと思う。今回は薬物犯罪について考えよう。